

京都府山城中部（西地区）・相楽地域雇用開発計画

京 都 府

目 次

はじめに	1
第 1 京都府山城中部（西地区）・相楽地域の区域	1
1 対象区域	1
2 地域の概況	2
3 雇用開発促進地域とする理由	3
(1) 自然的・経済的・社会的条件	3
(2) 京都田辺公共職業安定所管内の求職者及び求人の状況	3
第 2 京都府山城中部（西地区）・相楽地域の労働力の需給状況	4
第 3 京都府山城中部（西地区）・相楽地域の雇用開発の目標	6
第 4 京都府山城中部（西地区）・相楽地域の雇用開発を促進するための方策	6
1 地域雇用開発の促進	6
(1) 新たな雇用機会の開発の促進	6
(2) 労働力需給の円滑な結合の促進	10
(3) 職業能力開発の推進	11
(4) 各種支援措置の周知	12
(5) 地域雇用開発の効果的な推進	12
2 地域雇用開発の促進に資する京都府の取組	12
第 5 計画期間	12

2 地域の概況

本地域は、京都府の南部に位置し、面積は324.33平方キロメートルで府全体の7.0%を占めている。人口は202,277人（令和2年国勢調査）で、この10年間で11,343人の増加（5.9%）となっており、府全体の人口に占める割合も、平成22年7.2%、平成27年7.5%、令和2年7.8%と着実に増加してきている。

また、労働力人口は、88,752人（令和2年国勢調査）であり、平成22年からの10年間で717人減少しているものの、府全体が-12.9%である中、-0.8%と微減にとどまっている。

本地域は日本文化のルーツを形成した京都と奈良を結ぶ歴史文化軸上に位置しており、京都、大阪という大都市圏の近郊地域である。また、本地域は東は信楽山地等、西は京阪奈丘陵等に囲まれ、地域内を木津川が貫流しているところであるが、本地域内では河川を臨む地域を中心に市街地が発達する一方、背後の山地や丘陵地が茶畑や竹林を含む緑豊かな地域を形成している。

なお、近年、木津川左岸地域においては、大阪のベッドタウンとしての住宅開発や交通網整備等による企業立地の増加、関西文化学術研究都市のクラスター群への研究開発型産業施設等の立地が進展している。一方、木津川右岸地域における道路、鉄道等の都市基盤整備の進捗状況は、左岸地域に比べて緩やかであり、住宅開発や企業立地は限定的となっている。

表1 地域面積 (km²、%)

京 都 府	4,612.20 (100%)
山城中部（西地区）・相楽地域	324.33 (7.0%)

出所：国土地理院「全国都道府県市区町村面積調」（令和5年）

表2 人口及び労働力人口の推移

		人 口			労働力人口		
		平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
京 都 府	人口（人）	2,636,092	2,610,353	2,578,087	1,300,144	1,246,950	1,132,732
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	増減率(%)	△0.4	△1.0	△1.2	△2.1	△4.1	△9.2
山城中部 （西地区） ・相楽地域	人口（人）	190,934	195,937	202,277	89,469	90,312	88,752
	構成比(%)	7.2	7.5	7.8	6.9	7.2	7.8
	増減率(%)	5.4	2.6	3.2	1.9	0.9	△1.7

（注）増減率は前回調査比

出所：総務省「国勢調査」

3 雇用開発促進地域とする理由

次の要件に該当することから、本地域を対象に地域雇用開発計画を策定し、地域雇用開発のための措置を講じる必要がある。

(1) 自然的・経済的・社会的条件

本地域は地理的に連続した地域であり、国道、府道等の道路交通網やJR、近畿日本鉄道の鉄道網で結ばれていることから、概ね片道1時間程度で移動できる範囲の区域であり、人的・物的な交流が活発に行われている。

また、京都府では、府内4地域に設置した広域振興局が府の地域行政を担っており、管轄区域の市町村と連携を図りながら、地域の特性に応じた産業振興施策、地域振興施策、市町村の広域連携施策などを一体的に実施している。地域雇用開発を総合的かつ効果的に推進するためには、産業振興施策などとの連携が必要であり、地域雇用開発計画を策定する場合には広域振興局の管轄区域と整合的に計画地域を設定する必要がある。本計画地域の市町村はいずれも府の山城広域振興局の管轄区域となっており、産業施策等と連携した地域雇用開発を実施することが可能である。

こうしたことから、本地域は、自然的・経済的・社会的に一体的な地域であり、一つの労働市場圏を形成している

(2) 京都田辺公共職業安定所管内の求職者及び求人の状況

京都田辺公共職業安定所管内における令和3年から令和5年までの3年間の労働力人口に対する一般有効求職者数の割合の平均値は3.9%であり、全国平均の3.2%を上回っていることから、本地域の一般有効求職者の割合については雇用開発促進地域の指定基準を満たしている。

表3 労働力人口 (人)

京都田辺公共職業安定所管内	88,752	出所：総務省「令和2年国勢調査」
---------------	--------	------------------

表4 一般有効求職者の月平均値と労働力人口に占める割合

	一般有効求職者数 月平均値	一般有効求職者数の 労働力人口に占める割合	全国平均
令和3年	3,432人	3.9%	3.3%
令和4年	3,384人	3.8%	3.2%
令和5年	3,483人	3.9%	3.2%
3年平均値	—	3.9%	3.2%

> 出所：京都労働局

常用有効求人倍率については、令和3年から令和5年までの3年間の月平均値は0.97倍、令和5年の月平均値は0.91倍であり、同期間における全国の3年間の月平均の2/3は0.78倍、令和5年の全国の月平均の2/3は0.83倍であり、ともに全国平均の2/3を上回っている。

一般有効求人倍率については、令和3年から令和5年までの3年間の月平均値は0.93倍であり、全国平均の2/3である0.83倍を上回っている。一方、令和5年の月平均値は0.86倍であり、全国平均の2/3である0.87倍を下回っている。

以上から、有効求人倍率についても、雇用開発促進地域の指定基準を満たしている。

表5 一般有効求人倍率

	有効求人倍率		全国の有効求人倍率 の2/3の値
令和3年	0.87倍		
令和4年	1.06倍		
令和5年	0.86倍	<	0.87倍
3年平均値	0.93倍	>	0.83倍

表6 常用有効求人倍率

	有効求人倍率		全国の有効求人倍率 の2/3の値
令和3年	0.90倍		
令和4年	1.11倍		
令和5年	0.91倍	>	0.83倍
3年平均値	0.97倍	>	0.78倍

出所：京都労働局

第2 京都府山城中部（西地区）・相楽地域の労働力の需給状況

労働力の需給状況を令和元年から令和5年までの平均値で見ると、月間一般有効求人数は3,067人、月間一般有効求職者数は3,243人、一般有効求人倍率が0.95倍となっており、また、月間常用有効求人数は1,631人、月間常用有効求職者数は1,696人、常用有効求人倍率が0.96倍となっており、いずれも1を下回っている。

なお、令和4年度の年齢別一般職業紹介状況（学卒及びパートを除く。）を見ると、本地域の月間有効求職者数に占める45歳未満の割合は51.6%（府平均53.7%）、45歳以上の割合は48.4%（同46.3%）、そのうち55歳以上の割合は全体の24.0%（同23.3%）となっており、府全体と比較し、中高年齢者の割合が高くなっている。

産業別人口（令和2年）の割合は、第1次産業が3.3%（府全体2.0%）、第2次産業が21.5%（同22.5%）、第3次産業が75.2%（同75.5%）となっており、府全体に比べ第1次産業の比率が高く、第2次産業及び第3次産業の比率が若干低い。

平成17年から令和2年までの15年間の推移をみると、第1次産業及び第2次産業は就業者数及び割合がともに低下、第3次産業は就業者数及び割合がともに大幅に高くなっている。

表7 京都田辺公共職業安定所管内の最近5年間の一般有効求職者及び一般有効求人等状況
(月平均値)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	5年間平均
一般有効求職者数	2,799	3,117	3,432	3,384	3,483	3,243人
一般有効求人数	2,985	2,783	2,983	3,602	2,983	3,067人
一般有効求人倍率	1.07	0.89	0.87	1.06	0.86	0.95倍

出所：京都労働局

表8 京都田辺公共職業安定所管内の最近5年間の常用有効求職者及び常用有効求人等状況
(月平均値)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	5年間平均
常用有効求職者数	1,536	1,672	1,798	1,740	1,733	1,696人
常用有効求人数	1,526	1,505	1,614	1,928	1,584	1,631人
常用有効求人倍率	0.99	0.90	0.90	1.11	0.91	0.96倍

出所：京都労働局

表9 当該地域の年齢別職業紹介状況（学卒及びパートタイムを除く）（単位：人）

	月間有効求職者数				就職件数			
	計	45歳未満	45歳以上	うち 55歳以上	計	45歳未満	45歳以上	うち 55歳以上
府全体	25,839	13,878	11,961	6,016	11,772	5,843	5,929	2,804
	100.0%	53.7%	46.3%	(23.3%)	100.0%	49.6%	50.4%	(23.8%)
京都田辺 安定所管内	1,701	877	824	408	759	379	380	163
	100.0%	51.6%	48.4%	(24.0%)	100.0%	49.9%	50.1%	(21.5%)

(注) ()内は、全体比

出所：京都労働局

*月間有効求職者数：令和4年度の一般有効求職者数の月平均

表10 当該地域の産業別人口の推移

(単位：人)

	平成17年				平成22年			
	第1次	第2次	第3次	合計	第1次	第2次	第3次	合計
府全体	33,764	312,201	868,092	1,214,057	26,054	266,440	819,831	1,112,325
割合%	2.8	25.7	71.5	100.0	2.3	24.0	73.7	100.0
京都田辺職安管内	3,972	19,432	57,668	81,072	3,040	17,793	57,895	78,728
割合%	4.9	24.0	71.1	(6.7)	3.9	22.6	73.5	(7.1)
	平成27年				令和2年			
	第1次	第2次	第3次	合計	第1次	第2次	第3次	合計
府全体	24,472	257,071	807,002	1,088,545	21,319	235,511	790,802	1,047,632
割合%	2.3	23.6	74.1	100.0	2.0	22.5	75.5	100.0
京都田辺職安管内	2,888	18,564	60,604	82,056	2,734	17,925	62,642	83,301
割合%	3.5	22.6	73.9	(7.5)	3.3	21.5	75.2	(8.0)

※ () 内は府全体比

出所：総務省「国勢調査」

第3 京都府山城中部（西地区）・相楽地域の雇用開発の目標

本地域における労働力の需給状況その他雇用の動向を見ると、本地域における雇用状況は、有効求人倍率が全国より低い水準となっているなど、依然として厳しいものとなっている。

このため、国、京都府、市町村が連携して、企業誘致の推進、企業の経営力向上、新分野進出や事業拡大への支援、関西文化学術研究都市の研究成果を活用した新産業創出、雇用創出につながる地域資源の活用等に取り組んでいくこととし、計画期間内に約150人の新たな雇用機会の増大を図ることを目標とする。

第4 京都府山城中部（西地区）・相楽地域の雇用開発を促進するための方策

1 地域雇用開発の促進

(1) 新たな雇用機会の開発の促進

ア 戦略的な企業誘致の推進と立地企業の定着

「京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例」（略称：京都府企業立地促進条例）等に基づく府税の特例措置、補助金、低利融資等の施策を総合的に実施するとともに、地元市町村の企業誘致に関する各種支援制度を活用することや、本計画の同意を受けることにより支給することが可能となる地域雇用開発助成金を活用することにより、企業誘致を推進し、地域経済の活性化と雇用創出を図る。

特に、関西文化学術研究都市においては、企業立地促進法に基づく優遇制度を活用して研究開発型産業施設などの立地を推進し、「けいはんな地域広域基本計画」に基づき、研究施設の集積等を活かして産学公連携による新産業の創出を目指すとともに、研究

成果を活かした産業政策を推進する。

なお、市町村等とも連携しながら、ベンチャーをはじめ幅広い企業に対して用地情報を提供するなど、新たな企業誘致を推進するとともに、立地企業懇談会や企業訪問など様々な機会を捉え、立地企業の課題や要望などの情報収集やアフターフォローを充実し、立地満足度の向上を通じて地域への定着を図り、立地企業が山城発の新たな事業展開を図るよう誘導する。

府税の特例措置（ものづくり産業等集積促進税制）

知事が指定する「ものづくり産業等集積促進地域」内で製造業等の工場、研究所等の新增設、建替等を行う場合に、雇用の創出を条件として、不動産取得税の税率の最大2分の1を軽減する。

補助金（京都産業立地戦略2-1 特別対策事業費補助金）

府又は市町村が誘致した企業等が、工業団地や工場適地等に立地した場合や既存工場等を増設した場合に、府内常用雇用者数や投下固定資産額等に応じて補助する。

融資（雇用のための企業立地促進融資）

府又は市町村の誘致を受けた企業等が、工業団地や工場適地等に立地した場合や既存工場等を増設した場合に、企業立地や操業に必要な資金を低利で融資するとともに府内常用雇用者数の増加がある場合等については特別金利を適用する。

山城地域への企業誘致促進施策

企業ニーズに的確に対応するため、関係機関との調整をスピーディに行うワンストップサービス体制を確立するとともに、市町村等職員研修セミナーの開催等により市町村の誘致体制を支援し、山城地域への企業誘致を促進する。

イ 元気な中小企業づくり

「京都府中小企業応援条例」に基づく府税の特例措置、補助金、融資等の施策を総合的に実施するとともに、地元市町村の支援制度を活用する。

産学公連携を通じた企業の経営革新や販路開拓等の取組を支援するとともに、得意分野でオンリーワンをめざす企業が参画する「京都やましろ企業オンリーワン倶楽部」の活動により、企業の経営力向上、新分野進出、事業拡大を促進し雇用創出を図る。

京都府元気印中小企業認定制度

中小企業者が独自技術等を活かした新たな取組を実施するための事業計画を「京都府中小企業応援条例」に基づき知事が認定し、認定を受けた中小企業に対しては、府税の特例措置（当該認定事業の用に供する家屋や土地を取得した場合に、不動産取得税の10分の9を軽減）、補助金、融資（当該認定事業を実施するための事業資金を低利で融資）等による支援を実施する。

京都やましろ企業オンリーワン倶楽部

中小企業応援条例に基づく元気印認定企業や、知恵の経営認証企業をはじめ、山城地域において積極的に事業展開を図る中小企業等が、強みの強化、弱みの補完・克服を目指すため、相互に刺激し合い切磋琢磨しながら、自発的な交流・連携、経営革新等を図り、元気な企業を目指すためのきっかけとなる「場（機会）の提供」を通じて、山城企業の成長発展と地域経済の活性化を促進する。

ウ 学術研究施設の集積を活かした産学公連携による新産業の創出

大学や関西文化学術研究都市における世界有数の学術研究機関などと山城企業の高い技術力とのマッチングを推進し、その成果を地元企業の発展に活かすため、公益財団法人京都産業21をはじめ関係機関と連携した取組を実施する。

また、けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）や公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構新産業創出交流センターにおける産学公連携機能、中小ベンチャー支援機能などの充実による新産業の創出や国の競争的資金を活用した産学公連携による最先端の研究開発の推進とその研究成果を活かした新産業の創出、産学・産産連携の要となるハブ組織である公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構RDMM支援センターにおける持続的なイノベーションの創出に取り組む。

さらに、南田辺・狛田地区に設置されている京都府立大学精華キャンパス生命環境学部附属農場や産学公連携研究拠点施設、木津中央地区に設置されている京都大学大学院農学研究科附属農場の研究シーズや関係する企業のシーズを活用し、食糧・バイオや健康・医療に関する研究開発や新産業の創出をめざす。

また、京都府が進める「産業創造リーディングゾーン推進事業」の一環として、同地区に「京都フードテック基本構想」のもと、「けいはんなフードテックヒル（仮称）」の整備が完成すれば、「食」の最先端研究開発や特色ある「食」関連製造企業の集積拠点を活かした雇用の創出が期待できる。

公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構新産業創出交流センター

平成17年4月、「けいはんなから新しい産業を」を合言葉に、地元自治体や関西経済界、大学、金融機関、産業支援機関等の協力を得て創設された産業総合支援機関

公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構RDMM支援センター

平成28年4月、新事業・産業創出に向け、オープンイノベーションを基軸に、産官学連携や異業種連携、研究開発成果の利用の促進と事業化・産業化を支援する組織

けいはんなオープンイノベーションセンター（KICK）

公益財団法人京都産業21と京都府が連携し、健康・医療、エネルギー・ICT、農業、文化・教育などのスマートコミュニティ分野における先進的な産学研究開発プロジェクトを推進するオープンイノベーション拠点

エ 地域資源を活かした雇用創出

本地域は、宇治茶の主産地として煎茶、玉露、てん茶など多種多様の茶を生産するとともに、茶関連事業者が多く存在している。また、和束町や南山城村の美しい茶畑や木津川市の茶問屋の町並み、お茶の関わる歴史的な史跡や行事、習慣など、宇治茶に関する資源が数多く存在している。このことから、京都府では本地域を含め、平成18年度から「宇治茶の郷づくり」を、平成23年度から「宇治茶の世界文化遺産登録」を推進しており、平成27年度には本地域を含めた山城地域で育まれてきた宇治茶の歴史や文化が「日本茶800年の歴史散歩」として日本遺産の第1号に認定されている。

このような歴史と文化に培われたブランド力を活かし、宇治茶の新たな需要を創出することで、生産者の経営規模拡大を図り、雇用創出に結びつけていく。

本地域を含めた山城地域を「お茶の京都」として、宇治茶の文化や歴史を切り口に、地域に魅力や資産、人材をネットワーク化することにより、多くの人々が訪れる日本茶文化の一大拠点を創出していくとともに、観光地域づくり法人であるお茶の京都DMOを中核・舵取り役として、観光交流などをきっかけとした関係人口の拡大を図ることで雇用創出に結びつけていく。

また、京都と奈良を結ぶ歴史文化軸上に位置することから歴史的文化遺産を数多く

有するとともに、茶畑や竹林を含む丘陵地や山地など豊かな自然に恵まれている。国宝の十一面観音立像を有する観音寺（京田辺市）、国宝阿弥陀如来像等の浄瑠璃寺（木津川市）、山背古道（木津川市、井手町）、笠置寺の磨崖菩薩像（笠置町）、田山花踊り（南山城村）などの観光資源や、テーマ性のある地域資源に恵まれており、これらを活用した体験型観光や地域住民との交流型観光など観光客の新しいニーズに対応する広域的な着地型ニューツーリズムの事業化等を推進し、雇用の創出を図る。

オ 地元市町村の取組

(7) 京田辺市

関西文化学術研究都市の立地を活かし、大学連携型インキュベーション施設への産学連携コーディネーターの派遣や入居企業への入居期間中及び退居後の市内立地に要する賃料の補助、また、市内企業に対する販路開拓支援などにより、地域産業の発展や大学の研究成果を活用した新産業の創出を引き続き行い、雇用の創出・拡大に努めている。

また、公益社団法人京都府宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会京都本部と協定を結び、市内に立地を希望し、立地に適した土地についての情報を求めている企業と土地情報を持つ両協会との連携を図ることにより、企業立地の促進と産業用地の有効活用を図っている。

さらに、立地企業を対象とした、府立高等学校における工場見学や職場体験等の開催支援、大学生を対象とした企業見学バスツアーの開催、イベントや市広報物を活用した立地企業の活動紹介等を各支援機関と連携し実施することで、立地企業と地域の学生・住民を繋ぎ、市内企業への就職の促進・定着に繋がるよう努めている。

(イ) 木津川市

「木津川市企業立地促進条例」を制定し、新たな立地企業に対する事業場設置や操業支援助成制度とともに、地元新規雇用者の雇用者数に応じた助成制度も設けるなど、雇用機会の確保と雇用の促進を図っている。

また、市内立地企業のニーズ等を捉えながら、京都ジョブパーク、ハローワークなどと連携した就職相談会などの就労支援を実施し、地元就職の促進・定着はもとより、更なる雇用の拡大にも努めている。

(ウ) 井手町

「井手町企業立地促進条例」を制定し、新たに町内に進出する企業に対して助成金を交付するなど、雇用の創出、拡大を図っている。

また、「井手町新産業育成施設（KYOTO・IDE・フロンティア 21 ベンチャーパーク）」では、新産業を育て、町内企業の活性化による雇用の拡大に努めている。

さらに、山城多賀駅前に誘致し、令和6年夏頃に開業予定の新たな商業施設や、令和5年9月に開業し、道の駅への登録を目指している地域交流拠点施設と連携し、さらなる雇用機会の創出を図っていく。

(エ) 笠置町

空き家・空き店舗の活用により町内で操業可能な事業者の誘致に取り組み、雇用創出に努めるとともに、荒廃農地の再利用により就農人口の減少に歯止めをかけ新たな雇用の創出を図っていく。

また、地方創生事業の一環として、平成28年8月に笠置まちづくり株式会社を設立し、JR笠置駅及び周辺商店街活性化事業を進めている。特にJR笠置駅は駅舎のリニューアルに伴い、周辺では新規店舗が生まれ、地域の新たな雇用創出の場となることが期待されている。加えて、町内の空き家を整備した笠置町サテライトオフィスの活用により、新たな働き方による事業所誘致に取り組んでいる。

(オ) 和束町

地域雇用活性化推進事業に取り組み、基幹産業である茶産業を中心とした産業振興を行い、人材育成や雇用創出に成功している。

また、製茶業者の販路拡大や新たな特産品の開発などによる雇用創出への波及効果も大きい

今後は、地域内雇用が少ないため新規ビジネス創出が不可欠であり、これらの取組を担う人材育成、製茶業者を中心とした雇用拡大、地域内の就職促進の施策を実施し、茶産業の更なる活性化と観光産業への参入による雇用の創出を目指していく。

(カ) 精華町

平成 16 年度に制定した「精華町企業立地促進条例」に基づく立地企業への助成制度を活用する中で、町内への産業機能を集積させることにより、就業の場の増加、並びに産業施設の集積の波及効果による域内の就業機会の増加を図っている。

具体的な取組として、平成 27 年度から町内の立地企業を集め、ハローワーク京都田辺と協働で就職面接会を開催している。さらに、平成 30 年度に京都労働局と「京都府精華町雇用対策協定」を結び、庁舎内に生活相談から就労支援までを一体的に行う常設の相談窓口「せいかにジョブポイント」を設置している。

(キ) 南山城村

少子高齢化や茶業低迷等による後継者不足・耕作放棄地の増加等が顕在化している中で、農業を持続可能な基幹産業とするための展開に取り組む。

平成 29 年 4 月 15 日には、道の駅「お茶の京都みなみやましる村」がオープンし、地域の農産品、特産品の販売による新たな拠点が整備され、地域産業振興や農林業の担い手育成に取り組み、雇用機会の創出を図っている。この道の駅を核とし、従来の 1 次産業としての農業から、加工・販売・特産品 PR など地域ぐるみで農業に関わり、地域ブランドとして育てる仕組みづくりや、6 次産業化に向けた取組等、地域に必要な役割を地域で支え合い利益を享受する「地域内循環型産業システム」の実現を目指す。

(2) 労働力需給の円滑な結合の促進

総合就業支援拠点「京都ジョブパーク」において、京都労働局・ハローワークと緊密に連携し、相談から職業紹介、職場定着までのワンストップサービスの機能強化を図り、若年者、中高年齢者、子育て中の女性やひとり親家庭の方、障害のある方、教育・就労環境等により就職が困難となっている方などへのきめ細かな就業支援を推進する。

また、本対象地域を含む府南部地域の市町村と連携し、地域における求職者向けの出張相談会等のアウトリーチ支援を実施しており、引き続き労働力需給の円滑な結合を図る。

ア 若年者対策

若年者については、平成 27 年度に制定した「京都府若者の就職等の支援に関する条例」に基づき、社会人基礎力の習得から就職までを一貫して支援する人づくり事業に取り組むとともに、新卒者の就職支援はもとより、高校・大学等の在学中における企業観の醸成・気づきの場を充実させるためのインターンシップ事業など、キャリア教育を充実・強化する。

イ 中高年齢者対策

中高年齢者については、経験や技能を有するものの、企業が求める即戦力の求人ニーズとのマッチングにはきめ細かな支援が必要。また、高年齢者については、年金支給開始年齢の引き上げや、超高齢化社会を迎える中で、多様な働き方のニーズに即した総合的な取組が必要であり、京都ジョブパークやハローワーク等、オール京都の就労支援機関が連携した再就職・転職支援を展開するなど、中高年齢者のセカンドステージづくり

を進める。

ウ 子育て中の女性・ひとり親家庭支援

女性の就業については、出産・育児を機に退職するケースが多く、復職を希望しても、子どもを預ける場所がなかったり、子育て中のブランクがあり、働くためのスキルが不足している等の課題があることから、女性が希望に応じた働き方ができるよう、京都ジョブパーク・マザーズジョブカフェにおいて、就労と子育てのワンストップ支援で取組を更に推進する。

エ 生活困窮者等の就労支援

経済的・社会的問題など様々な問題を抱え、自分の力だけでは直ちに就労自立にたどり着くことが困難な求職者を対象に、一人ひとりの状態に合わせて、相談から就職、職場定着まで包括的・段階的・継続的に寄り添う支援を展開する。

オ 企業の人材確保支援

コロナ禍後、企業における人手不足が表面化する一方、テレワークの普及により時間や場所に縛られない多様な働き方が可能となったことを踏まえ、求職者にとって魅力ある職場づくりに向けた経営者の意識改革や採用力の向上などの企業支援に取り組むため、令和6年度から新たに設置する京都企業人材確保センターにおいて府内中小企業の人材確保支援と多様な働き方を推進する。

カ 障害者雇用の拡大

精神障害者の雇用が平成30年に義務化されたことや、障害者の法定雇用率が令和6年4月以降に段階的に引き上げられることを踏まえ、障害者のそれぞれの状況に合った相談から就職・定着までの一貫した支援と障害者雇用に取り組む企業へのサポートについて、オール京都での取組を更に推進する。

キ 留学生等の就職支援

府内大学の留学生等の海外人材の定着促進を図るため、京都ジョブパーク・学生就職センターにおいて相談窓口を設けるとともに、研修やインターンシップなどきめ細かい就業支援を行い、留学生等と京都企業とのマッチングを促進する。

ク 農林水産業への就職支援

農林水産業の新たな担い手の確保を図るため、京都ジョブパーク・農林水産業コーナーにおいて就農・就業相談を実施するとともに、就農・就業を希望する人と農林漁業者との交流を図るイベントの開催、農商工連携、6次産業化の推進等、新たな雇用を生み出す仕掛けづくりなどを推進する。

ケ 介護・福祉サービス業への就職支援

京都労働局・ハローワークや福祉関係機関とも連携しながら、福祉職場未経験者等への福祉・介護の仕事への就業に係るきめ細かな相談、資格取得に係る相談、介護・福祉の仕事への理解を深める研修や職場見学・就業体験の実施など、京都ジョブパーク・福祉人材コーナーの支援機能の充実を図る。

(3) 職業能力開発の推進

第11次京都府職業能力開発計画である「府民躍動 雇用応援★夢プラン」（計画期間：令和4年度～7年度）に基づき、次世代を見据えた職業能力の開発として、新たな成長産業分野や産業構造の変化に対応して、企業ニーズを踏まえた人材育成を強化するとともに、若者、女性、中高年齢者、障害者、就職氷河期世代や非正規雇用労働者など、一人ひとりが持てる能力を十分に発揮して、自己実現を体感しながら働くことができる社会を目指して、職業能力開発の推進に取り組んでいく。

(4) 各種支援措置の周知

京都労働局、ハローワーク、地元市町村、商工会等と連携し、各種広報媒体を活用することや、企業向け制度説明会を開催すること、支援措置を紹介するホームページ、PRちらし等を作成し配布すること等により、支援措置の周知を図る。

(5) 地域雇用開発の効果的な推進

地域の雇用開発をより効果的に進めるため、京都府、京都労働局、ハローワーク、関係市町村等で構成する連絡会議を開催するなど、関係者の意思の疎通を図るとともに、地域の実情に即した雇用開発の方向や具体的方策について検討を進める。

2 地域雇用開発の促進に資する京都府の取組

総合的かつ体系的な雇用対策の基本方針を定めた「府民躍動 雇用応援★夢プラン」（計画期間：令和4年度～7年度）に基づき、持続性の高い安定的な雇用を創出するとともに、働く方の状況に応じたきめ細やかな人材育成を図り、誰もが充実した職業生活を送れる社会を目指すことを施策の基本方向として、上記の施策及び関連施策の積極的な展開を図ることとする。

また、市町村と一体となって雇用開発の取組を推進するとともに、雇用の創出に向けた市町村独自の取組への協力を行う。

第5 計画期間

計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から令和9年3月末日までとする。